

諮 問 文

環 循 資 第 6 1 号

令和4年1月26日

京都市廃棄物減量等推進審議会

会長 酒井 伸一 様

京都市長 門川 大作



ごみ搬入手数料等の今後のあり方について（諮問）

標記について、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

ごみ搬入手数料等の今後のあり方

- (1) 持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の体系及び金額の水準について
- (2) 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策について
- (3) 民間リサイクルを促進するための方策について

（諮問理由）

本市では、貴審議会からの答申をお受けし、令和３年３月に策定した「京・資源めぐるプラン-京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）-」において、事業系一般廃棄物の搬入手数料がごみ処理コスト（以下「原価」という。）や周辺市町村の手数料、食品廃棄物・木質ごみの民間リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者に過度な負担を強いない適切な搬入手数料のあり方を検討することとしています。

事業系一般廃棄物の搬入手数料については、排出事業者責任や民間リサイクル促進の観点から、近年、国が「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針を示しており、本市においても、これまでから原価に近づける形で段階的に改定を実施してきた結果、以前と比べて、原価及び民間リサイクル料金との乖離は縮小しています。

しかしながら、搬入手数料と原価との乖離は未だ大きく、民間リサイクルを阻害する要因の一つにもなっており、加えて、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえると、搬入手数料の適正化は喫緊の課題となっています。

一方、搬入手数料の適正化に当たっては、業者収集ごみが、手数料を本来負担いただくべき者（排出事業者）と実際に納付する者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）が異なるという特性を踏まえ、両者による契約の中で排出事業者に適切に負担いただくための方策を検討することが必要です。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業者への影響にも留意する必要があります。

さらに、持続可能な循環型社会の実現に向けては、民間リサイクル料金を踏まえた搬入手数料の水準についてだけでなく、本市周辺のリサイクル施設の状況等を踏まえた民間リサイクルの促進方策についての検討が求められます。

以上のような現状を踏まえて、ごみ搬入手数料等の今後のあり方について御審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。